

石川県公立大学法人懲戒処分の公表基準

1 目的

石川県公立大学法人の教職員（非常勤を含む）の懲戒処分事案を公表することにより、大学運営の透明性を確保し、社会に対する説明責任を果たすとともに、教職員の服務に関する自覚を促し、不祥事の再発防止に資することを目的とする。

2 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

- (1) 職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分
- (2) 職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、懲戒解雇又は停職である懲戒処分

3 公表する内容

- (1) 事案の概要、処分量定、処分年月日及び所属、役職、年齢、性別等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。
- (2) 前項及び前号の規定にかかわらず、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して、個人名の公表など別途の取扱いを行う場合があるものとする。

4 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2及び3によることが適当でない認められる場合は、2及び3にかかわらず、内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

5 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することも差し支えないものとする。

6 公表方法

原則として、本法人のホームページへの掲載により行うものとし、懲戒解雇及び停職3月以上の懲戒処分事案については、報道機関へ資料提供等を行うものとする。